



# 鳥取県公報

平成12年3月31日(金)

号外第22号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）	3
◇ 規 則	日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（職員課）	4
◇ 教委規則	日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（総務課）	5
◇ 人委規則	日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（総務課）	6
◇ 代表監査 委員訓令	日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程	7
◇ 病院局管理規程	日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程	8
◇ 議会告示	日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程（総務課）	8

—— 公布された条例等のあらまし ——

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 個人の県民税に関する事項

(1) 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（現行 31万円）を加算した金額）以下である者については、県民税の所得割を課さないものとすることとした。（附則第5条関係）

(2) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間を平成18年度（現行 平成13年度）まで延長することとした。（附則第9条関係）

2 不動産取得税に関する事項

宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までの間に行われた場合に限り、価格の2分の1の額とする特例措置を講じることとした。（附則第20条関係）

3 自動車取得税に関する事項

(1) 平成11年自動車排出ガス規制に適合する一定の自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。（附則第28条第8項関係）

(2) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成14年3月31日（現行 平成12年3月31日）まで延長することとした。（附則第28条第1項関係）

(3) 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の一定のものを動力源として用いるもので、かつ、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより自動車排出ガスの抑制に資する一定のものの取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成13年3月31日（現行 平成12年3月31日）まで延長することとした。（附則第28条第4項関係）

(4) 平成13年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る税率は、現行税率から平成12年4月1日から平成

13年9月30日までの間に取得されるものにあっては100分の1を、平成13年10月1日から平成14年2月28日までの間に取得されるものにあっては100分の0.1を、それぞれ控除した率とすることとした。(附則第28条第9項関係)

4 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

- (1) この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第2条の3に規定する任命権者が定める職の範囲を定めるものとすることとした。

2 公権力の行使に携わる職(第2条関係)

公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当することとした。

- (1) 法令(法律、法律に基づく命令、条例又は規則をいう。以下同じ。)の規定に基づく許可、認可、免許その他の処分に関する事務
- (2) 法令の規定に基づく報告の徴収又は検査に関する事務
- (3) 県税に係る徴収金の賦課、徴収又は滞納処分に関する事務
- (4) 法令の規定に基づく補助金若しくは交付金の交付又は貸付金の貸付けの決定に関する事務
- (5) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき個人又は法人その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

3 公の意思の形成への参画に携わる職(第3条関係)

公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とすることとした。

- (1) 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第15条の規定により置かれる部及び課の長、次長、理事監、参事監並びに防災監
- (2) 水産振興局設置規則(平成11年鳥取県規則第45号)第3条の規定により置かれる局長
- (3) 鳥取県出納局設置規則(昭和49年鳥取県規則第54号)第5条第1項の規定により置かれる出納局及び課の長
- (4) 組織規則第157条第1項の規定により置かれる地方機関の長
- (5) 鳥取県地方労働委員会事務局組織規程(昭和27年鳥取県規則第100号)第4条第1項の規定により置かれる事務局長

4 この規則は公布の日から施行することとした。

5 知事は、この規則の施行後3年を経過したときは、この規則の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第60号

#### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和29年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第29条第5項中「、保険契約者保護機構」を削り、「法人税割」の次に「（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）」を加える。

第61条第8項中「土地改良事業」の次に「（緑資源公団が緑資源公団法（昭和31年法律第85号）により行う同法第18条第1項第7号イの事業を含む。）」を加える。

第68条の22中「附則第11条の4第3項」を「附則第11条の4第1項」に改める。

第68条の23中「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に改める。

第68条の24中「附則第11条の4第9項」を「附則第11条の4第7項」に改める。

第68条の25中「附則第11条の4第10項」を「附則第11条の4第8項」に改める。

第68条の26及び第68条の27を削り、第68条の28中「附則第11条の4第15項」を「附則第11条の4第9項」に改め、同条を第68条の26とする。

第68条の29中「附則第11条の4第16項」を「附則第11条の4第10項」に改め、同条を第68条の27とする。

附則第5条中「31万円」を「32万円」に改める。

附則第9条第1項中「平成13年度」を「平成18年度」に改める。

附則第20条中「平成9年1月1日から平成11年12月31日まで」を「平成12年1月1日から平成14年12月31日まで」に改める。

附則第24条第1項中「平成12年3月31日」を「平成14年3月31日」に改め、同条第4項中「平成12年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「附則第32条第10項」を「附則第32条第9項」に改め、同項を同条第8項とし、同条に次の1項を加える。

9 道路運送車両法第41条の規定により平成13年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で法附則第32条第10項の政令で定めるものの取得（第4項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第135条の6及び第2項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第2項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

(1) 平成12年4月1日から平成13年9月30日まで 100分の1

(2) 平成13年10月1日から平成14年2月28日まで 100分の0.1

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成12年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成11年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条第5項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の県民税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）第68条の26及び第68条の27の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成12年法律第4号）による改正前的地方税法附則第11条第11項に規定する住宅の取得又は同条第12項に規定する土地の取得が施行日から平成12年6月30日までの間に行われたときに限り、これらの取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

3 新条例附則第20条の規定は、平成12年1月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第24条第1項、第4項及び第9項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧条例附則第24条第8項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成12年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「この条例」を「鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成12年鳥取県条例第48号）」に改め、「（以下「新条例」という。）」を削り、「土地改良事業」を「第18条第1項第7号イの事業」に、「土地改良事業（緑資源公団が緑資源公団法（昭和31年法律第85号）」を「第18条第1項第7号イの事業及び同法」に改め、「を含む。」を削る。

附則第4条中「新条例」を「この条例による改正後の鳥取県税条例」に改める。

---

## 規則

---

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片山善博

**鳥取県規則第7号**

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第2条の3の職の範囲を定めるものとする。

## (公権力の行使に携わる職)

第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。

- (1) 法令（法律、法律に基づく命令、条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定に基づく許可、認可、免許その他の処分に関する事務
- (2) 法令の規定に基づく報告の徴収又は検査に関する事務
- (3) 県税に係る徴収金の賦課、徴収又は滞納処分に関する事務
- (4) 法令の規定に基づく補助金若しくは交付金の交付又は貸付金の貸付けの決定に関する事務
- (5) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき個人又は法人その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

## (公の意思の形成への参画に携わる職)

第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。

- (1) 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第15条の規定により置かれる部及び課の長、次長、理事監、参事監並びに防災監
- (2) 水産振興局設置規則（平成11年鳥取県規則第45号）第3条の規定により置かれる局長
- (3) 鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）第5条第1項の規定により置かれる出納局及び課の長
- (4) 組織規則第157条第1項の規定により置かれる地方機関の長
- (5) 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第3条の規定により置かれる鳥取県企業局の長、本局の次長及び課長並びに事業所の長
- (6) 鳥取県地方労働委員会事務局組織規程（昭和27年鳥取県規則第100号）第4条第1項の規定により置かれる事務局長

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、この規則の施行後3年を経過したときは、この規則の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

---

## 教育委員会規則

---

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

### 鳥取県教育委員会規則第5号

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第2条の3の職の範囲を定めるものとする。

(公権力の行使に携わる職)

第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。

- (1) 法令（法律、法律に基づく命令、条例、規則又は教育委員会規則をいう。以下同じ。）の規定に基づく

許可、認可、免許その他の処分に関する事務

(2) 法令の規定に基づく報告の徴収又は検査に関する事務

(3) 法令の規定に基づく補助金若しくは交付金の交付又は貸付金の貸付けの決定に関する事務

(4) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき個人又は法人その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

(公の意思の形成への参画に携わる職)

第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。

(1) 教育長

(2) 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第6条の規定により置かれる課の長及び次長並びに同規則第14条第1項の規定により置かれる所長

(3) 鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により置かれる所長

(4) 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)第21条第1項の規定により置かれる校長、教頭及び教諭並びに同規則第23条第1項の規定により置かれる園長及び教頭

(5) 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)第4条第1項の規定により置かれる所長

(6) 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により置かれる所長

(7) 鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則(昭和54年鳥取県教育委員会規則第8号)第4条第1項の規定により置かれる所長

(8) 鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号)第4条第1項の規定により置かれる館長

(9) 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)第4条第1項の規定により置かれる館長

(10) 鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号)第4条第1項の規定により置かれる所長

(11) 鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第1号)第4条第1項の規定により置かれる所長

(12) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第235号)第1条に規定する校長、教頭及び教諭

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 人事委員会規則

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

#### 鳥取県人事委員会規則第2号

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第2条の3の職の範囲を定めるものとする。

## (公権力の行使に携わる職)

第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。

## (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく次に掲げる事務

- ア 採用候補者名簿の作成に関する事務
- イ 職員の選考に関する事務
- ウ 臨時的任用の承認又はその取消しに関する事務
- エ 職員の勤務条件に関する措置の要求に対する判定に関する事務
- オ 職員の不利益処分に関する不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務

## (2) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の規定に基づく学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に対する裁判に関する事務

## (公の意思の形成への参画に携わる職)

第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和40年鳥取県人事委員会規則第14号）第4条第1項の規定により置かれる事務局長とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 代表監査委員訓令

---

**鳥取県代表監査委員訓令第1号**

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程を次のように定める。

平成12年3月31日

鳥取県代表監査委員 秋田直武

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第2条の3の職の範囲を定めるものとする。

## (公権力の行使に携わる職)

第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。

## (1) 法令（法律、法律に基づく命令又は条例をいう。以下同じ。）の規定に基づく職員の分限、懲戒その他の処分に関する事務

## (2) 法令の規定に基づく監査、検査又は審査に関する事務

## (3) 前2号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき個人又は法人その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

## (公の意思の形成への参画に携わる職)

第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和47年鳥取県代表監査委員

訓令第2号) 第4条に規定する事務局長及び次長の職とする。

附 則

この規程は、平成12年3月31日から施行する。

## 病院局管理規程

日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

### 鳥取県病院局管理規程第1号

日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第2条の3の職の範囲を定めるものとする。

(公権力の行使に携わる職)

第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。

- (1) 法令(法律、法律に基づく命令、条例又は規則をいう。以下同じ。)の規定に基づく許可、認可、免許その他の処分に関する事務
- (2) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき個人又は法人その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

(公の意思の形成への参画に携わる職)

第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、鳥取県病院局組織規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第1号)第7条第1項の規定により置かれる鳥取県病院局及び総務課の長並びに同条第2項の規定により置かれる病院の長とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 議会告示

### 鳥取県議会告示第1号

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程を次のように定める。

平成12年3月31日

鳥取県議会議長 廣 江 式

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第2条の3の職の範囲を定めるものとする。

(公権力の行使に携わる職)

第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。

- (1) 法令（法律、法律に基づく命令、条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定に基づく職員の分限処分及び懲戒処分に関する事務
- (2) 法令の規定に基づく交付金の交付の決定に関する事務
- (3) 法令の規定に基づく議会議事堂の使用の許可に関する事務
- (4) 法令の規定に基づく公文書の開示の決定に関する事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき個人又は法人その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

(公の意思の形成への参画に携わる職)

第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、鳥取県議会事務局組織規程（平成7年鳥取県議会告示第1号）

第5条に規定する事務局長、次長及び課長の職とする。

附 則

この規程は、平成12年3月31日から施行する。